

# 令和3年度 第1回芦屋町住民参画推進会議

日時：令和3年7月28日(水)19時から

会場：芦屋町役場3階31会議室

## — 次 第 —

### 1 開 会

### 2 委員の紹介

### 3 議 事

(1) 「情報ガイドブック」に関する令和2年度取り組み実績について【資料】

(2) その他

## 住民参画推進会議委員名簿

令和3年7月28日現在

	委員名	性別	団体名
1	大島 まな	女	学識経験者 (九州女子大学・九州女子短期大学)
2	石川 智雄	男	区長会
3	福原 光次	男	区長会
4	長沢 正行	男	老人クラブ連合会
5	片山 和夫	男	青少年健全育成町民会議
6	岩崎 眞樹	女	四校PTA連絡協議会
7	福島 直人	男	商工会
8	丹生 愛子	女	手をつなぐリボンの会
9	大庭 朱美	女	一般公募
10	倉田 智美	女	一般公募

※委員任期 令和2年11月1日から令和6年10月31日(4年間)  
(石川委員、福原委員:令和3年7月28日から令和6年10月31日(前任者の残任期間))

事務局	池上 亮吉	男	企画政策課長
	本郷 宣昭	男	企画政策課 企画係長
	甲斐 智志	男	企画政策課 企画係

令和2年度「情報ガイドブック」に関する取り組み実績

No.	情報提供・収集の具体的方法	令和2年度実績		令和元年度実績(参考)	備考
(1)	広報あしや 身近な情報源として町の情報を提供	全戸配布、月2回発行		全戸配布、月2回発行	
(2)	ホームページ 身近な情報源として町の情報を提供(広報より、情報量が多く、即時性がある。)	アクセス数:312,861件		アクセス数:184,860件	
(3)	行政情報コーナー 町に関係する資料(各種計画書、広報や議会だより、予算や町議会の議案など)を閲覧する方法	設置図書数:186冊		設置図書数:182冊	
(4)	自治区の回覧 自治区に加入している世帯へお知らせやチラシなどを回覧	109件		105件	
(5)	出前講座 職員が講師となって、町の取り組みや情報を説明	11件 ・「芦屋かるた」で芦屋を学ぼう(2件) ・消費者センスを身につけよう(1件) ・やってみませんか?体力・運動能力測定(1件) ・マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)(1件) ・後期高齢者医療制度のあらまし(1件) ・選挙を知って、みんなで投票!(1件)		23件 ・消費者センスを身につけよう(3件) ・自宅で簡単!スロートレーニング(6件) ・「芦屋かるた」で芦屋を学ぼう(3件) ・知って安心!まちの防災(2件) ・茶の湯釜の名器「芦屋釜」(2件)など	
(6)	町のいろんな会議内容の公表 附属機関の会議内容をホームページで公表 (附属機関:第三者の立場で計画や取り組みに対する意見提案などを行う)	附属機関の名称	開催回数	43件	
		第6次芦屋町総合振興計画審議会	9回(うち書面:1回)	・芦屋港活性化推進委員会 ・芦屋町地域公共交通会議 ・芦屋町子ども・子育て会議など	
		芦屋町住民参画推進会議	2回(うち書面:1回)		
		芦屋町行政改革推進委員会	2回		
		芦屋町地域福祉計画推進委員会	2回(うち書面:1回)		
		芦屋町地域包括ケア推進委員会	4回(うち書面:1回)		
		芦屋港活性化推進委員会	2回(うち書面:1回)		
		プレジャーボート係留施設専門分科会	1回(うち書面:1回)		
		エリアマネジメント専門分科会	1回		
		芦屋町空家等対策協議会	2回		
		芦屋町障害福祉計画推進委員会	2回(うち書面:1回)		
		芦屋町公共交通会議	2回(うち書面:2回)		
		芦屋町地方創生推進委員会	2回		
		農業委員会	14回		
		地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会	2回		
		芦屋町子ども・子育て会議	1回		
		男女共同参画審議会	1回(うち書面:1回)		
		計	49回(うち書面:10回)		

## 令和2年度「情報ガイドブック」に関する取り組み実績

No.	情報提供・収集の具体的方法	令和2年度実績	令和元年度実績（参考）	備 考	
(7)	<b>町長への手紙</b>	67件 ・意見（3件） ・提案(0件) ・要望（46件） ・苦情(7件) ・質問(2件) ・お礼（9件）	81件 ・意見(48件) ・感謝(1件) ・要望(31件) ・苦情(1件)		
	町に対する意見や提案を町長に直接届ける方法				
(8)	<b>HPのご意見・ご提案「ご意見箱」</b>	46件 ・意見（26件） ・提案(6件) ・要望（5件） ・苦情(0件) ・質問(7件) ・お礼（2件）	12件 ・意見(7件) ・要望(5件)		
	ホームページから、町に対する意見や提案を電子メールで届ける方法				
(9)	<b>パブリックコメント</b>	計画等：8件、意見：11件(3人) ・第6次芦屋町総合振興計画 ・「芦屋町人口ビジョン」及び「第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」 ・第6期芦屋町障害福祉計画 ・芦屋町成年後見制度利用促進計画 ・第3次芦屋町ボランティア活動推進計画 ・第8期芦屋町高齢者福祉計画 ・芦屋町地域強靱化計画 ・第2期芦屋町耐震改修促進計画	計画等：3件、意見：4件(1人) ・第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画 ・芦屋町環境基本条例 ・芦屋町環境美化条例		
	各種計画を作成するうえで、住民のみなさんの意見を聞くひとつの方法				
(10)	<b>アンケート調査の実施</b>	アンケート名／対象者	実施目的(概要)	11件 ・からだ、ゲンキ！教室 ・ハローBaby教室参加者アンケート ・ぱくぱく教室参加者アンケート ・コミュニティ活動状況調査 ・老人憩いの家のあり方に関する住民アンケート ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査 など	
	各種計画の作成や取り組みに対する満足度を把握する方法	元気になるうや講座参加者アンケート	・ニーズ、満足度を把握するため。 ・健康意識の変化を把握するため。		
		からだ、ゲンキ！教室参加者アンケート	参加者のニーズを把握し、今後の教室運営に活かすため。		
		ハローBaby教室参加者アンケート	参加者のニーズを把握し、今後の教室運営に活かすため。		
		全天候型施設検討／WEBアンケート調査	芦屋町の観光資源認知度及び芦屋港活性化エリアへの来訪意向を把握し、芦屋港活性化に係る全天候型施設の活用を検討するため。		
		学童クラブ満足度アンケート／利用者	学童クラブについての満足度調査等のため。		
		台風10号での高齢者福祉施設等における防災対策に関するアンケート／町内高齢者入所施設	大型で非常に強い台風10号により、町内高齢者入所施設2施設が避難したことから、今後の避難所対策等の検討するため、①各施設の台風対策、②災害ごとの避難意向を確認したもの。		

## 令和2年度「情報ガイドブック」に関する取り組み実績

No.	情報提供・収集の具体的方法	令和2年度実績			令和元年度実績（参考）	備 考
(11)	<b>ワークショップ</b>	実行委員会等の名称	設置目的（概要）	開催回数	71回 ・芦屋町さわらサミット実行委員会（24回） ・あしや砂像展実行委員会（20回） ・芦屋町町民体育祭実行委員会（3回） など	
	それぞれの立場でお互いに意見を出し合う方法 （ワークショップ：参加者全員が同じ立場で自由に意見を出し合いながら、共同作業を通じて合意形成をする会議）	芦屋町文化ふれあい事業実行委員会	芦屋町文化ふれあい事業として行われる事業の企画・運営にあたるために設けるものであり、広く芦屋町民の関わりを求めるために、実行委員会の形をとるもの。	3回		
		芦屋港にぎわいづくり意見交換会	芦屋港活性化にむけ、キーパーソンとなる人材発掘や担い手育成を図るとともに、芦屋町の資源「ヒト・モノ・コト」を有機的につなぎ、芦屋港の賑わい創出に必要となる機運を醸成するため。	2回		
		あしや砂像展実行委員会	芦屋町の観光戦略のひとつとして、あしや砂像展を開催することで、芦屋町のイメージアップ、知名度向上、来町者の増加を図るため。 ※あしや砂像展は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	1回		
		芦屋町さわらサミット実行委員会	芦屋町の地域資源である「さわら」の認知度の向上を図るために開催される「福岡ご当地さわらサミットin芦屋町」を効果的に推進するため。 ※さわらサミットは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	12回		
		観光あしや協議会	住民、事業者、各種団体、行政等関係者が一体となり、芦屋町観光基本構想に沿った取り組みを推進するため。	6回		
		計		24回		
(12)	<b>説明会</b>	説明会の名称	実施目的（概要）		2回 ・緑ヶ丘団地3棟外部改修及びエレベーター設置工事に伴う住民説明会 ・町民会館改修工事に伴う住民説明会	
	職員が出向き住民のみなさんの意見を直接聞く方法	芦屋港活性化事業の進捗状況に関する遠賀漁業協同組合説明会	芦屋港活性化事業の進捗状況について組合員に説明するため。			
(13)	<b>出前町長室</b>	0回			0回	
	町長が直接自治区へ出向き、自治区の課題やまちの取り組みについて意見交換する方法					
(14)	<b>自治区加入</b>	54.0%（令和3年4月1日現在）			55.8%（令和2年4月1日現在）	
	安全で安心できる地域づくりのため、地域での見守りや助け合いなど共助の取り組みを実施					
(15)	<b>ボランティア活動センター</b>	ボランティア登録団体および人数 （令和3年4月1日現在）			ボランティア登録団体および人数 （令和2年4月1日現在）	
	ボランティアに関する相談やマッチング、ボランティアの育成などを実施	団体：50団体 個人：36人				

## 令和2年度「情報ガイドブック」に関する取り組み実績

No.	情報提供・収集の具体的方法	令和2年度実績		令和元年度実績（参考）	備 考
		任期・選出区分等の見直した附属機関の名称	見直し内容（概要）		
(16)	<b>いろんな委員の選び方</b>	任期・選出区分等の見直した附属機関の名称	見直し内容（概要）	0件	
	附属機関である委員会委員の任期や選出の方法を決定	-	-		
		公募により委員改選を行った附属機関の名称	公募状況（公募数/委員数）		
	芦屋町住民参画推進会議	2人/10人			
(17)	<b>自治区担当職員制度</b>	職員の参加状況(のべ人数)		職員の参加状況(のべ人数)	
	職員が自治区活動へ参加し、自治区のみなさんとよりよい関係を構築 自治区のみなさんと、元気のある自治区づくりを目指した計画を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動支援 0人</li> <li>・計画策定支援 1件(はまゆう区)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動支援 115人(22自治区)</li> </ul>	



## コラム Column

### 住民参画まちづくり条例

平成 20 年 4 月 1 日に施行された「芦屋町住民参画まちづくり条例」では、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるもの」としています。

そして、町と住民が協力してまちづくりを推進しようとするときに、町の責務や住民が参画するための方法などについて基本的な事項を定めています。



#### 町は何をするの？(第 4 条)

- ・住民に対して住民参画の機会を提供します。
- ・住民に対して説明責任を負います。
- ・幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的にその情報を提供します。



#### 町長は何をするの？(第 5 条)

- ・住民がまちづくりに参画する権利を保障します。
- ・まちづくりへの高い意欲と能力を持った職員を育成します。

#### 職員は何をするの？(第 6 条)

- ・まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務に専念します。
- ・積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ的確に対応します。

#### 住民にはどんな権利と義務があるの？(第 7 条)

- ・住民は、まちづくりに関する情報を知る権利と、まちづくりに参画する権利を有するものとします。
- ・住民は、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- ・住民は、地域活動に積極的に参画することが、住民自治を守り、育てるものであることを十分に認識し、その拡充に努めるものとします。